

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 25 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成23年川西市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(費用弁償) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の旅費の種類は、 <u>航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</u> 4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 5 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u>	(費用弁償) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の旅費の種類は、 <u>鉄道費、航空賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u>

6 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

7 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

8 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行を除き旅行中の夜数に応じ1夜当たりの額により支給する。

9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

10 前各項に定めるもののほか、旅費の計算及び支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額（月額）
生活保護医療扶助医師	89,700円

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅費の計算及び支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額（月額）
生活保護医療扶助医師	92,800円

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。